



自治会活動と関わり の深い市の事業や関 係する団体の紹介

1. 地域の防犯に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2. 地域の防災に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3. ごみの回収に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
4. 地域の福祉に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 高齢者なんでも相談室・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - 障害者まちかど相談室・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
5. まちづくりに関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 近隣センター・市民センター・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - まちづくり協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
6. 地域の住環境に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
7. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

1. 地域の防犯に関すること

《担当課 市民安全課 防犯・空家対策係》

防犯の取組について

- ・市内では、車上ねらいや空き巣、不審者による小中学生への声かけ等、犯罪は身近におきています。警察署もパトロールを強化し、犯罪抑止と検挙に全力を挙げていますが、市域は広く、限界があります。
- ・市民の皆さんの「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識と結束力が「地域の防犯力」の向上につながり、犯罪の抑止に非常に有効です。
- ・市民の皆さんによるパトロールを中心とした自主防犯活動は、「犯罪を起こしにくくする環境」をつくるために効果的です。
- ・市は、防犯パトロールを実施する防犯ボランティア団体に防犯活動用品の貸与等の支援をしています。また、防犯カメラを設置する際の補助金（P 15参照）もありますので、ご活用ください。

防犯ボランティア

地域では、皆さんの安全のために、様々なボランティアが防犯活動を行っています。

- ・**防犯指導員**…主に自治会から選出されています。警察や市と一体となって、市内一斉防犯パトロールや地域パトロールを実施しています。
(パトロールの際には、市の生活安全パトロール車を利用できます)
- ・地域の防犯の窓口として、防犯に関する情報を地域の方々に伝えたり、地域の防犯上の問題を警察や市に伝えたりもしています。
- ・**地域防犯連絡所**…「家」を拠点に普段は防犯指導員と一緒に活動しています。「地域防犯連絡所」と書かれたプレートが目印になっているので、地域の防犯に関する困りごとがあったら相談してみましよう。
- ・**少年指導員**…学校教職員・PTA・その他核協力団体より推薦された方々で構成されていて、市内6中学校区ごとに児童生徒の見守り活動等を行っています。白いウインドブレーカーが目印です。



ひ と く ち × も

だまされないで!!! 電話 de 詐欺

我孫子市内では、令和5年1月から令和5年12月までの間で、電話 de 詐欺の被害額が約8千350万円でした。

電話 de 詐欺等と思われる不審な電話がかかってきたら・・・

「まず確認! あせらず誰かに相談」しましょう。

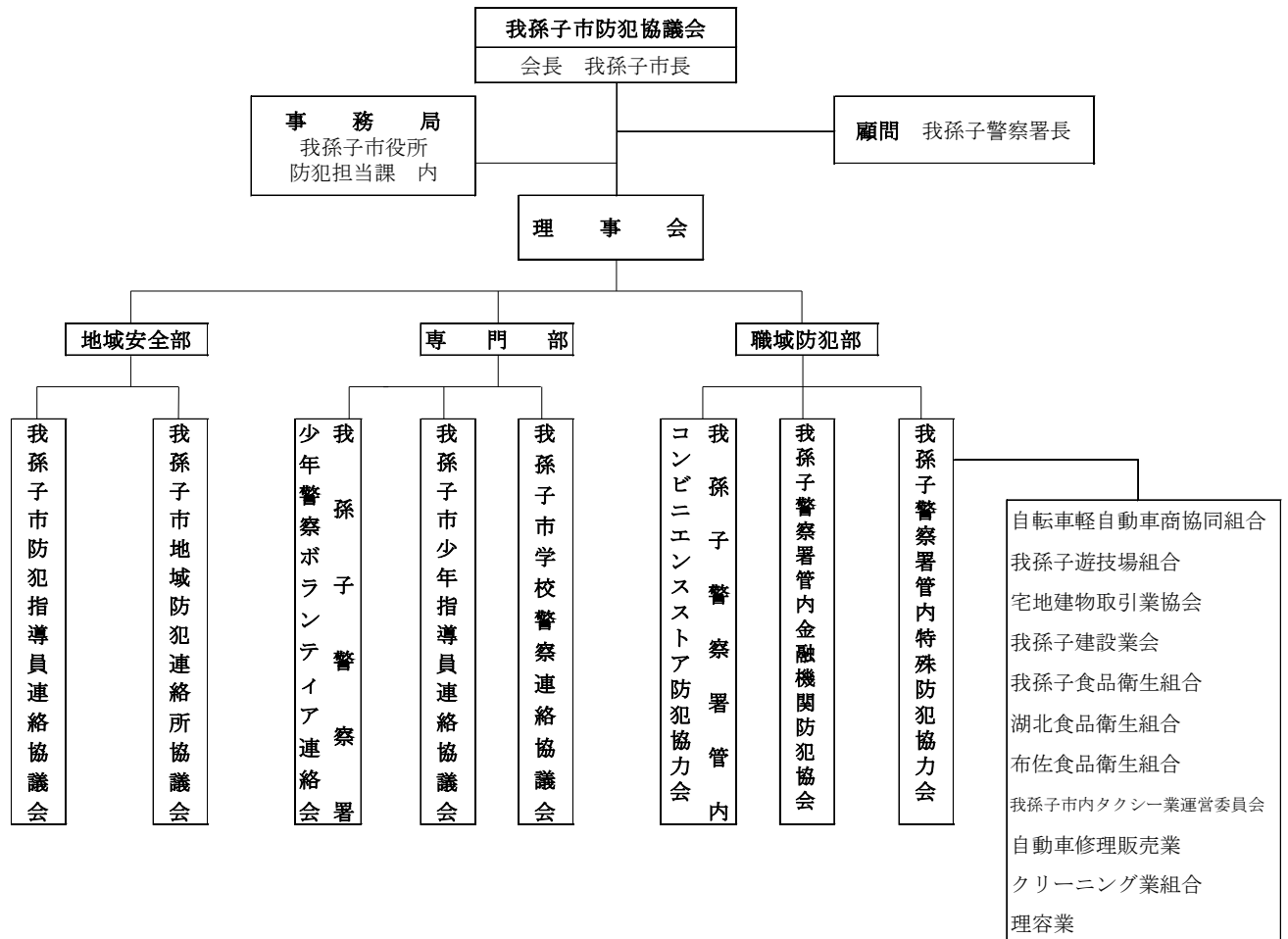
我孫子警察署 生活安全課 ☎04-7182-0110

我孫子市消費生活センター ☎04-7185-0999 (相談専用電話)

我孫子市防犯協議会

- ・我孫子警察署等の協力を得て、地域で中心となって活動している防犯指導員連絡協議会をはじめ、各種防犯関係団体で組織し、地域における自主的な防犯活動の促進・犯罪情報や防犯対策の提供などの活動の展開により、犯罪のない住みよい安全安心なまちづくりに寄与しています。

我孫子市防犯協議会組織図



2. 地域の防災に関すること

大規模災害が発生した際には、被害が広範囲に及びます。

このため、個人・家族による「自助」、地域の自治会・自主防災組織、団体等による「共助」、市をはじめとする防災関係機関による「公助」が、連携した支援体制を構築することが重要です。

日頃から、各家庭や自治会・自主防災組織で、それぞれの役割に応じた災害への備えをしておきましょう。

総合防災訓練について

《担当課 市民安全課 危機管理係》

- ・災害対策を円滑に実施するため、市民、学校、自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等の参加協力を得て、総合防災訓練を実施しています。
- ・主な内容は、避難誘導訓練、救出救助訓練、応急救護訓練などです。
- ・訓練は、市内に震度6強以上の地震が発生、大きな被害が発生したことを想定して行っています。
- ・大規模地震時には、「地域防災計画」に基づいて6区域（我孫子北部、我孫子南部、天王台、湖北、新木、布佐）に地域対策支部が設置され、近くに居住する職員が参集して対応にあたります。訓練では、地域住民や防災関係機関などと協力して速やかな応急活動が実施できるよう行っています。



地域で防災の活動をする組織の紹介

自主防災組織

- ・自治会単位で地域住民が設立する防災組織です。市内には140の自主防災組織が設立されています。

我孫子市自主防災組織連絡協議会

- ・市内の全自主防災組織で構成します。
- ・自主防災組織相互の救護、救援活動等の協力体制の充実を図ることなどを目的としています。
- ・自主防災組織相互の情報交換などを行っています。そのほか、防災施設見学などの研修会も実施しています。

問 市民安全課 危機管理係

消防団

- ・地域の住民により組織されます。市内には21の分団が各管轄区域を受け持ちます。
- ・火災や災害時には消防署と共に活動。台風や大雨、洪水による災害発生時には水防団として警戒や防ぎょ活動に従事します。
- ・火災予防の広報活動を行うほか、花火大会等では火災警戒を行います。

■自治会との関わり

- ・消防団が円滑に活動するためには、自治会等の協力と理解が不可欠です。また、消防団に入団いただける方は、事務局（消防本部）にご連絡ください。

問 消防本部 警防課（04-7181-7701）

《災害時に避難行動要支援者を守るため、地域が一体となって取り組みましょう》

- ①日頃から、自治会・自主防災組織・地区社協・民生委員など、支援する人たちの中で「顔の見える関係」をつくっておくこと。
- ②市から提供される要支援者の名簿を活用して所在確認などの情報共有を図ること。
- ③地域の自主防災訓練において、避難支援訓練を実施し、支援方法等について決めて習熟を図ること。
- ④災害時には、安否確認や避難行動支援、声掛けを行うこと。また、市及び福祉関係団体、地域の支援する人と避難支援の協力をすること。

■市では、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、自助・共助・公助が一体となって避難行動要支援者の支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行うことを目的として「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」を、平成26年10月に策定しました。

■自治会等への避難行動要支援者名簿の提供は順次実施しています。

《担当課 市民安全課 危機管理係》

避難行動要支援者とは

- ・災害が発生した場合等に、自ら避難することが困難な方であって、特に避難の支援が必要な方々をいいます。
- ・市は、次のような方々を避難行動要支援者として名簿に記載しています。
 - ア) 要介護認定3～5を受けている者
 - イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓機能障害のみで該当するものは除く）
 - ウ) 療育手帳A・Bを所持する知的障害者
 - エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - オ) 市の生活支援を受けている難病患者
 - カ) 要介護1～2を受けている独居の世帯で名簿への記載を希望する者
 - キ) 市、自治会長、民生委員が支援の必要を認める者で、かつ当該者の世帯の世帯主が名簿への記載を希望する者
 - ク) 外国人、妊婦、乳幼児等がいる世帯で、世帯主が名簿への記載を希望する者

日本赤十字社

- ・国内、国外で人道的活動を展開しています。各都道府県に支部が、各自治体に地区区分があり、我孫子市でも、我孫子市地区が地域の献血事業や災害支援活動などを行っています。
- ・赤十字奉仕団（ボランティア団体）もあり、献血会場でのお手伝い、自治会などの依頼で、三角巾の使い方など防災に役立つ講座の講師も引き受けています。団員は、随時募集しています。

■日本赤十字社の活動資金募集について

- ・赤十字活動は、一般の方々から寄せられる活動資金で運営しています。4月に、自治会むけに資金の協力を呼びかけています。

問 社会福祉課 社会福祉係



ひ と く ち メ モ

市からの情報を無料配信！！

市では、携帯電話やパソコンのメールアドレス宛へ市からのお知らせを配信しています。配信される情報は、「火災情報」「防災・防犯情報」「防災無線情報」「不審者情報」等です。

abiko-reg@kmel.jp に空メールを送信すると、折り返し、登録案内メールが送られてきますので、登録してみてください！

3.ごみの回収に関すること

ごみ集積所の維持管理について 《担当課 生活衛生課 ☎ 04-7185-1130》

①ごみ集積所とは

- ・ごみや資源を効率よく回収するためには、ごみ集積所の設置が必要です。
- ・ごみ集積所は、自治会等の利用者の皆様によって場所が決められ、維持管理も利用者の皆様によって行われています。
- ・ごみ集積所の移動や変更をするには、協議が必要です（担当にご相談ください）。

②ごみ集積所の維持管理について自治会の役割

- ・自治会の皆様には次のような役割をお願いしています。
1. ごみ等の排出時は、飛散防止用のネット（右図）などを利用して近隣に飛散しないように努めること。
 2. 集積所を常に清潔な状態に保持すること。
 3. 生活衛生課から送付されるパンフレットやクリーンカレンダーなどを利用者に配布すること。
 4. 集積所の利用者に、分別排出や集積所の維持・管理について啓発を行うこと。
- ・集積所に出したごみが収集されるまでは排出した方のごみであること、収集されなかった場合は排出指導シール等の指示に従って正しい排出をすることを周知し、ごみ当番の方の負担にならないようにお願いします。



市民参加で行っている清掃活動

自治会での参加をお待ちしています。

名称	手賀沼ふれあい清掃	古利根沼清掃	利根川河川敷清掃
実施日	12月の第1日曜日	11月中旬	11月頃
集合場所	手賀沼公園多目的広場	古利根沼中央 我湖（あこ）排水広場	ゆうゆう公園 ふさ復興会館
主催	手賀沼ふれあい清掃 実行委員会	市	市
問合せ	手賀沼課 手賀沼係	公園緑地課 緑化推進係	治水課 管理係

※詳しい内容や参加方法は、広報あびこなどでご確認ください。

再資源化事業について

《担当課 生活衛生課 ☎ 04-7185-1130》

① 再資源化事業とは

- 自治会等の団体が設置した集積所に一般家庭が分別排出した資源類を、回収業者が種類別に回収・リサイクルすることにより、再資源化の促進を図る事業です。
- 資源回収用具を管理する団体には、奨励金を交付しています（→P17参照）。
- 自治会等の皆様におかれましては、身の回りでできる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進にご協力をお願いします。

② 資源回収用具当番の負担軽減策

- 再資源化事業は、自治会等の協力により着実に効果を上げてきましたが、道路上の集積所である等の理由で資源回収用具の保管場所を確保できないために、高齢となった会員が自宅と集積所を行き来して資源回収用具を準備することや、自宅で廃食用油容器を洗浄することが大きな負担であるとの意見が寄せられるようになりました。
- 今後も用具の出し入れを負担と感じる人が増えることが予想されるため、用具の出し入れについて次の2つの選択肢を用意し、自治会等に選んでいただくことにしました（毎年7月頃、意向調査票を自治会等に送付します）。

1. 奨励金交付を受け、当番制（管理人や第三者を含む）で実施する。

2. 奨励金交付を受けず、用具の保管と出し入れを市が実施する。

※資源回収用具の管理は市が実施しますが、可燃ごみの飛散防止対策など集積所を清潔な状態に保持する役割は1、2どちらを選んでも、自治会等の役割となります。

※高齢の方からは「用具の出し入れの当番は負担だが、当番免除が言い出しにくい」との声も聞かれます。当番制を選択した自治会においても、ご近所で当番が困難な方がいる場合にはご配慮いただけるようお願いいたします。

③資源の持ち去り防止

- ごみ集積所からの資源の持ち去りが多発したため、市はパトロールを強化しています。
- 資源の持ち去りを見かけた場合は、市に車輛ナンバー等の情報をお寄せください。

④ 資源回収登録団体役員や奨励金の振込先などの変更

- 生活衛生課に速やかにご連絡ください。



ひ と く ち め も

ごみ出しマナーを守ろう！

ごみ集積所のごみが散乱しているのは、カラスや猫が餌を求めてごみをかき出していることが原因です。カラスなどは、少しの隙間でも、ごみを取り出すことができます。

集積所に飛散防止用ネット等がある場合は、ごみ排出後に隙間のないようにすることで、被害は減少します。また、天王台南地区では、地域の方が手づくりの折りたたみサークルを設置し、被害が軽減されたという例があります。地域で協力しながら街をきれいにしたいですね。

《サークルに関する問合せ：生活衛生課》

4. 地域の福祉に関すること

市では、高齢者や障害者に関する相談支援窓口を設置しています。地域でお困りの方がいらっしゃいましたら、これらの相談室のご案内をお願いします。また、自治会として困っていることがある場合にもご相談ください。

高齢者なんでも相談室 《担当課 高齢者支援課 地域包括ケア係》

① 高齢者なんでも相談室とは

- ・高齢者やそのご家族が、気軽になんでも相談できる地域の身近な窓口として設置しています。
- ・相談窓口や電話はもちろん、ご自宅や福祉施設、医療機関等に出向くこともできます。
- ・誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員の専門スタッフによる介護・福祉・健康・医療に関するチーム支援を行います。
- ・介護保険や市の福祉制度の説明、申請手続きの代行も行っています。
- ・介護保険の認定を受けていない方も、気軽にご相談いただけます。

② 高齢者なんでも相談室が利用できる日・時間、連絡先など

- ・我孫子北地区、我孫子南地区、天王台地区、湖北・湖北台地区、布佐・新木地区を担当地域とする5つの相談室があります。
- ・各相談室の連絡先、地図、開室時間等はP 29をご覧ください。
- ・各地区とも、緊急の場合は時間外でも電話対応をしています。

障害者まちかど相談室 《担当課 障害者支援課 相談係・サービス調整係》

① 障害者まちかど相談室とは

- ・障害者やそのご家族の身近な地域での相談・支援体制を充実させるため、障害者支援課内に基幹相談支援センターを、また市内5地区に障害者まちかど相談室を開設しています。
- ・地域に暮らす障害者が、住み慣れた地域で安心して生活していけるよう福祉・就労・医療などの相談を行います。
- ・障害福祉サービス利用のための計画作成や市の福祉制度の説明も行っています。
- ・相談は無料です。障害者手帳の交付を受けていない方やご家族でも利用できます。

② 障害者まちかど相談室が利用できる日・時間、連絡先など

- ・我孫子地区、天王台地区、湖北地区、新木地区、布佐地区の5つの相談室があります。
- ・各相談室の連絡先、地図、開所時間等はP 30をご覧ください。

我孫子市社会福祉協議会／地区社会福祉協議会

《担当 我孫子市社会福祉協議会 ☎04-7184-1539》

- 社会福祉法（第109条）に定められた社会福祉法人で、市町村ごとに設置されています。
- 我孫子市社会福祉協議会では、第6次我孫子市地域福祉活動計画（R4年～R8年）に基づき、地域福祉を推進しており、住民主体の共助活動の支援、関連する福祉事業などを行っています。
- 市内6地区に設置した『地区社会福祉協議会』では、地域住民が主体となり地域の実情に合わせた福祉活動に取り組んでいます。
- 主に自治会に関する事業は…
 - 地区社会福祉協議会（地域活動での様々なご支援ご協力をお願いします。）
 - あんしんカード配布事業（自治会で取り組まれているケースも多くあります。）
 - 自治会活動推進事業（自治会活動情報紙 年4回）
 - ボランティア市民活動相談窓口 て・と・り・あ（自治会活動の支援をします。カラーコピー機やラミネート、紙折り機、会議スペースなど利用できます。）
 - 保有備品の貸出事業（健康測定機器、テント、発電機、プロジェクター、車イスなど）
 - 回覧板の販売（1部300円）…購入される場合は、事前にお問い合わせください。
 - 広報紙「福祉の街へ」（年4回、回覧や配布をお願いします。団体会員のみ。）
 - 広報紙「て・と・り・あ」（年4回、回覧や配布をお願いします。団体会員のみ。）

《社協への会員加入、募金などのお願い》

- 団体会員加入のお願い（7月）
- 赤い羽根共同募金運動への協力（10月）
- 歳末助け合い募金運動への協力（12月）

民生委員・児童委員（主任児童委員）

《担当 社会福祉課 社会福祉係 または我孫子市社会福祉協議会 ☎04-7184-1539》

- 厚生労働大臣が委嘱している無償のボランティアです。
- 一人ひとりが担当区域を持ち、困りごとのある地域住民と行政や支援機関を繋ぐことが主たる役割です。なお、政治的中立と職務上知り得た秘密を守ることが法律で義務付けられています。

■民生委員・児童委員（主任児童委員）の主な活動内容

- 担当区域の実情把握、相談支援活動の一環として、毎年5月～10月にかけて65歳以上の高齢者宅を訪問します。また、月1回開催される定例会や各関係機関との会議を通して得られた保健福祉サービスに関する情報提供を行います。
- 子育て家庭については、児童福祉を専門に担当する主任児童委員が、地域の中で子どもの健全育成などの活動を行っています。

まずはなんでも
ご相談ください！

高齢者なんでも相談室一覧

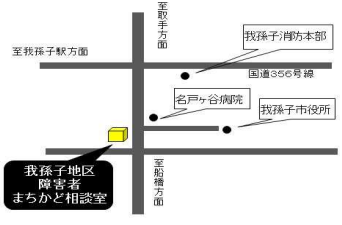
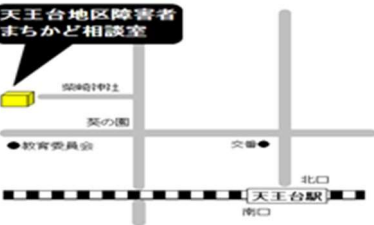





<p>我孫子北地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 我孫子4丁目5番28号山長第6ビル1F ●連絡先 ☎ 04-7179-7360 FAX 04-7179-7362 ●利用できる日 毎週月曜日～土曜日 第1・2・4・5土曜日、第3日曜日 ●担当地区 布施、布施下、弁天下、久寺家、根戸※、つくし野、台田、我孫子※、並木 ※根戸・我孫子は鉄道路線の北側 	
<p>我孫子南地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 緑1丁目4番5号 モリエビル1F ●連絡先 ☎ 04-7199-8311 FAX 04-7199-8322 ●利用できる日 毎週月曜日～土曜日、第2日曜日 ●担当地区 根戸※、根戸新田、呼塚新田、船戸、我孫子※、我孫子新田、白山、本町、緑、寿、栄、若松 ※根戸・我孫子は鉄道路線の南側 	
<p>天王台地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 柴崎台4丁目5番13号ケリテイル大塚1F ●連絡先 ☎ 04-7182-4100 FAX 04-7128-5716 ●利用できる日 毎週月曜日～土曜日、第4日曜日 ●担当地区 泉、天王台、東我孫子、柴崎、柴崎台、北新田、日の出、青山台、青山、南青山、高野山、高野山新田、下ヶ戸、岡発戸、岡発戸新田、都部、都部新田、都部村新田 	
<p>湖北・湖北台地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 湖北台1丁目13番地の4 ●連絡先 ☎ 04-7187-6777 FAX 04-7187-6778 ●利用できる日 毎週月曜日～金曜日、第2・3・4・5土曜日、第1日曜日 ●担当地区 湖北台、中峠台、中峠、中峠村下、中里、中里新田、古戸、日秀、日秀新田、上沼田 	
<p>布佐・新木地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●所在地 布佐平和台4丁目1番1号 ●連絡先 ☎ 04-7189-0294 FAX 04-7189-0290 ●利用できる日 毎週月曜日～土曜日、第4日曜日 ●担当地区 新木、新木野、新木村下、中沼田、南新木、布佐西町、布佐、布佐平和台、江蔵地都、新々田、三河屋新田、相島新田、相島、大作新田、布佐下新田、浅間前新田、浅間前、下沼田 	

～共通のご案内～

- 開室時間
午前8時30分から午後5時まで
- 祝日及び12月29日から1月3日は閉室となります
- 土曜日と日曜日は、介護保険利用の申請等、市役所への手続きはできません

障害者まちかど相談室の場所、連絡先、開所時間等

障害者まちかど相談室の名称	所在・電話・FAX	地 図
<p>我孫子地区障害者まちかど相談室 あびこ相談支援センター 月～金曜日（年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時30分</p>	<p>寿2丁目27番41号 ☎ 04-7196-6131 FAX 04-7196-6131</p>	
<p>天王台地区障害者まちかど相談室 相談支援事業所むつぼし 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時</p>	<p>柴崎861番地の1 ☎ 04-7183-1511 FAX 04-7179-5876</p>	
<p>湖北地区障害者まちかど相談室 サポートセンターけやき 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時</p>	<p>中里337 ☎ 04-7192-8750 FAX 04-7192-8761</p>	
<p>新木地区障害者まちかど相談室 相談支援事業所れがあと 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時</p>	<p>南新木2丁目3番1号 ☎ 04-7115-9677 FAX 04-7115-9677</p>	
<p>布佐地区障害者まちかど相談室 アコモード相談支援事業所 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時</p>	<p>布佐平和台4丁目1番1号 ☎ 04-7189-0880 FAX 04-7193-8009</p>	

5. まちづくりに関すること

- ・自治会は、地域の住民にとってもっとも身近なコミュニティ組織で、地域に根ざした活動をされています。このため、まちづくりに関わる他のさまざまな団体・組織と交流したり、連携したりする機会を持つことがあります。
- ・ここでは、まちづくりに関わる他の団体や組織のうち、自治会と関わる機会が多い、まちづくり協議会や市民活動団体についてご紹介します。

まちづくり協議会 《担当課 市民協働推進課 地域コミュニティ推進係》

- ・現在、市内では10の「まちづくり協議会」が活動しています。
- ・地域住民の相互の親睦・交流を深め、地域の環境をよくすることを協議し、自主的なコミュニティ活動を通して、「まちづくり」をすすめています。
またそれぞれの近隣センターの管理運営を担っています。
※まちづくり協議会の一覧（連絡先および近隣センターの地図含む）はP34を参照。

■自治会とのかかわり

- ・まちづくり協議会は地域で活動する町内会・自治会や各種団体、有志の住民から構成されています。それぞれの団体や個人が平等で自由な立場で参加できる開かれた組織です。
- ・自治会としても、まちづくり協議会へ積極的にご参加いただき、地域住民相互の交流や住み良い環境づくりを進められるよう、ご協力をお願いします。

市民活動団体 《担当課 市民協働推進課 市民活動推進係》

- ・市内には、市民が自主的に立ち上げ公益的な活動を行う市民活動団体が、約400あります（うち、NPO法人は約50）。これらの団体は、福祉、教育、文化、子育て、環境保全、まちの活性化、スポーツ、防災など、幅広い分野でまちづくりに関わっています。

■自治会との関わり

- ・今後、地域の課題解決を図るためには、自治会単独の取組だけではなく、市民活動団体と連携した取組も必要になると考えられます（例えば、自治会が、防災分野の市民活動団体と連携して、より実践的な防災訓練を行えるようにする、など）。
- ・市も、自治会と市民活動団体との連携を支援していきます。どのような連携が可能か、情報が必要な場合は、担当にご相談ください。

(例) ・防災分野の団体に訓練の講師として参加してもらう

- ・昔ながらの遊びを伝える団体に地域の子ども向けのイベントに参加してもらう
- ・敬老会で音楽団体に演奏をしてもらう



ひ と く ち × も

自治会町内会情報誌

公益財団法人あしたの日本を創る協会が発行している情報誌「まち・むら」は、自治会・町内会等の地域活動を活発にするために、全国の地域づくりの事例などを掲載しています。市内図書館、市民協働推進課窓口で閲覧することができます。また、過去に発行されたものの一部がホームページでもご覧いただけます。ご興味のある方はぜひお読みください。

地域コミュニティの活性化 《担当課 市民協働推進課 地域コミュニティ推進係》

■なぜ地域コミュニティの活性化が必要なのか？

地域の活動に参加する人が減ったり、地域に関心を持たなくなる人が増えたりすると地域コミュニティは弱まります。また、さらにすすむ少子高齢化や人口減少は、地域の姿を変え、地域コミュニティにも影響を及ぼします。

今後は、地域みんなが協力し合い、地域を暮らしやすくしていくことが、今まで以上に大切になります。

これからの地域社会の変化に備え、柔軟に対応できる地域コミュニティを築くこと、つまり地域コミュニティの活性化が必要なのです。

このような考えから、市は平成25年度に地域コミュニティ活性化基本方針を策定しました。

■地域会議とは

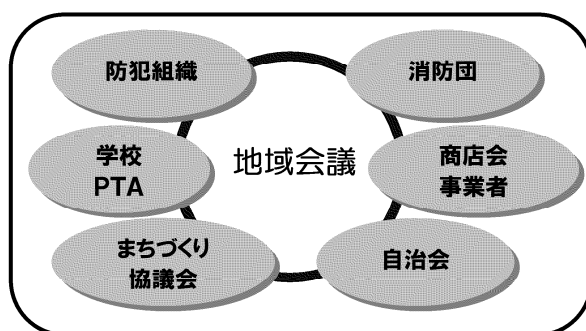
市の地域コミュニティ活性化基本方針では、「地域を暮らしやすくするために地域会議を設ける」としています。

地域会議とは、地域ごとに地域の特性を活かしていき、運営されていく会議のことで、「地域の現状や課題などについて、話し合える『場』」を表します。

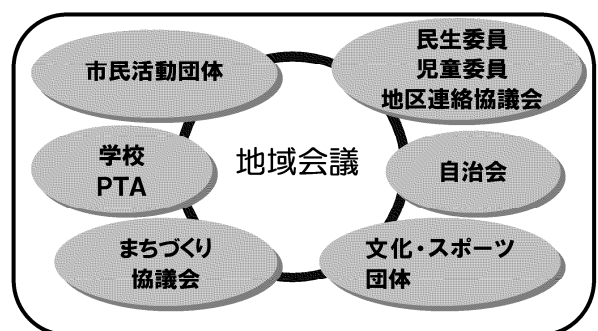
地域会議の役割や機能は、地域の現状や課題などについて話し合える「場」です。会議では、(1) 課題発掘 (2) 情報共有 (3) 意見交換 (4) 連携・協力 (5) 情報発信を行っていきます。

【 地域会議のイメージ 】

①防犯・防災



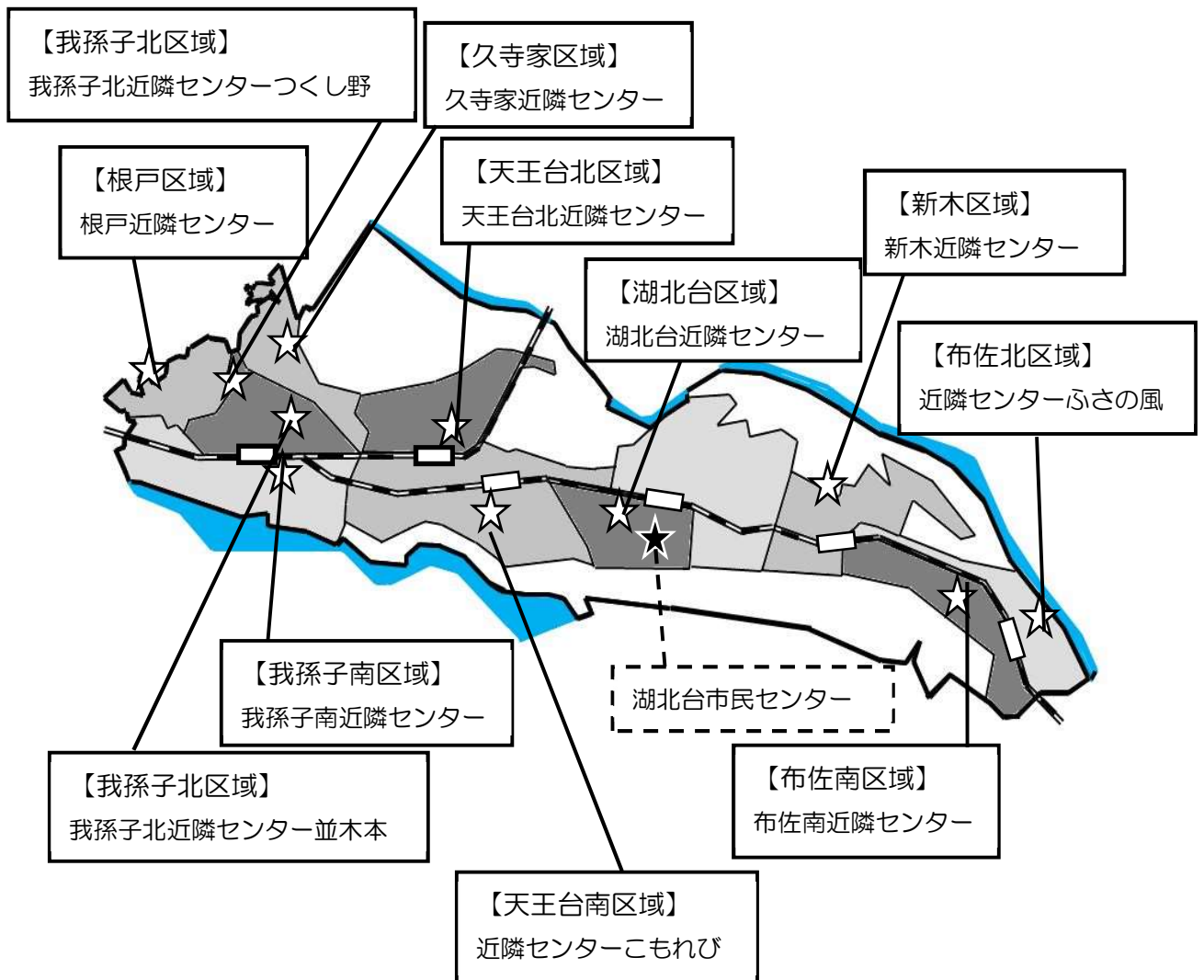
②子ども育成



●地域会議は、地域で「よし、やってみよう」という声があがり、地域みなさんが主体となって、十分に話しあいながら進めるものです。そのため、地域ごとに進め方やスピードは異なります。地域の特性に応じて、段階的に進めていくことが大切と考えています。

近隣センター・市民センターとは



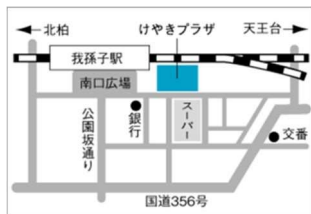

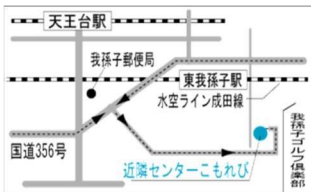
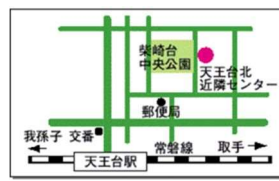

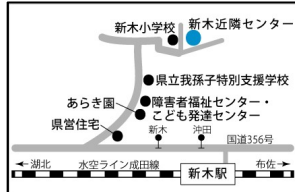
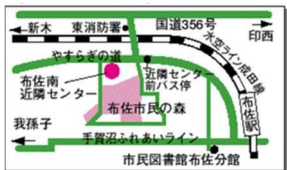
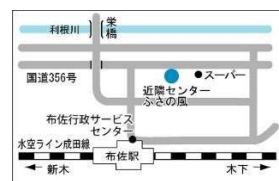
近隣センター・市民センターは、市民の福祉増進を図るために設置された集会施設です。



市では、我孫子市を11区域に分け、各区域に近隣センターを設置しています。

現在、11館（我孫子北区域は2館）が開館し、10のまちづくり協議会による管理運営が行われています。

まちづくり協議会一覧

<p>根戸地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 根戸近隣センター 根戸 573 番地の 5 ☎04-7183-5363 ※第 1・3水曜日は休</p>	<p>久寺家地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 久寺家近隣センター 久寺家 686 番地の 5 ☎04-7179-1166 ※第 1・3水曜日は休</p>
<p>我孫子南まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 我孫子南近隣センター (けやきプラザ8・9階) 本町 3 丁目 1 番 2 号 ☎04-7181-1011 ※第 2・4水曜日は休</p>	<p>我孫子北まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> ■我孫子北近隣センター並木本館 並木 5 丁目 4 番 6 号 ☎04-7157-4517 ■我孫子北近隣センターつくし野館 つくし野 3 丁目 22 番 1 号 ☎04-7157-4085 ※第 1・3水曜日は休</p>
<p>こもれびまちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 近隣センターこもれび 東我孫子 1 丁目 41 番 33 号 ☎04-7165-2011 ※第 2・4火曜日は休</p>	<p>天王台北地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 天王台北近隣センター 柴崎台 2 丁目 15 番 8 号 ☎04-7182-9988 ※第 1・3水曜日は休</p>
<p>湖北台地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 湖北台近隣センター 湖北台 8 丁目 2 番 1 号 ☎04-7187-1122 ※第 1・3水曜日は休</p>	<p>新木地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 新木近隣センター 新木 1500 番地 ☎04-7188-2010 ※第 1・3水曜日は休</p>
<p>布佐南地区まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 布佐南近隣センター 布佐平和台 4 丁目 1 番 30 号 ☎04-7189-3740 ※第 1・3水曜日は休</p>	<p>ふさの風まちづくり協議会</p>  <p><連絡先> 近隣センターふさの風 布佐 2972 番地の 1 ☎04-7181-6211 ※第 2・4水曜日は休</p>

※近隣センターは年末年始（12/29～1/4）は休館です。

6. 地域の住環境に関すること

公園の管理委託事業 <<担当課 公園緑地課 公園係>>

- 公園や緑地は、生活にうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、災害時には避難場所としての機能も有する大切な空間です。
- このような機能を維持し、誰もが気持ちよく利用できる良好な公園・緑地管理を行うために、市が自治会を対象に、年間を通じて公園の清掃管理等を委託する事業です。

■委託の内容

- 自治会内の公園について、月1回以上の清掃と年1回以上の除草をお願いしています。
- 委託金額は公園の面積により決定します。
- 契約期間は4月1日から翌年3月31日までです。一年毎に契約を更新します。

市民手づくり公園事業 <<担当課 公園緑地課 公園係>>

- 地域の人たちの創意工夫と自主的な活動により、身近な公園を地域のニーズに合った特色のある公園にしていく事業です。
- 市は、市民の公園づくりを応援するため、作業に必要な材料（花の種子、花苗、球根や資機材）の交付や貸し出し、情報の提供を行います。

■募集対象

- 地域の街区公園で自主的な公園づくり活動を行いたいと考えている自治会、地域に根ざした永続性のある会員10人以上で構成する団体。
- 募集は随時行っています。詳しくはお問合せください。

みどりのボランティア事業 <<担当課 公園緑地課 緑化推進係>>

- 市内の公園及び緑地におけるボランティア活動を通じて、自然に対する理解と愛着を深めることを目的とし、公園等の保全、維持管理や自然環境調査、自然観察会等に関する活動に従事できる方を募集しています。
- ボランティア活動に必要な用具類の支給及び貸与や必要な情報の提供を行います。

■募集の内容

- 募集対象は市民及び自治会、市内で活動する諸団体など。
- 登録期間は4月1日から翌3月31日までです。年度途中での登録も可能。
- 市及び登録者双方に異議のない限り、自動的に更新されます。
- 募集は随時行っています。詳しくはお問合せください。



ひとくちメモ

我孫子市のホームページは

我孫子市

検索

<http://www.city.abiko.chiba.jp>

7. その他

福祉バスの貸し出し <<担当課 社会福祉課 社会福祉係>>

・自治会が地域の福祉や防災を目的とした研修会等に行く場合に利用できます。
バスの適正な利用のため、「我孫子市福祉バス利用規程」を改正しました。
詳しくは市のホームページをご確認ください。

【利用方法】

- ・予約は、利用予定日の3ヵ月前の属する月の初日（1日が休日の際はその直後の平日）から電話等にて受付をしています。
- ・申請書類（様式第1号～3号）を利用予定日の30日前までに担当課へ提出してください。

機材・教材の貸し出し <<担当課 生涯学習課 企画調整係 ☎04-7182-0511>>

・マイク・アンプのセット、ラジカセ、液晶プロジェクター、実物投影機、ビデオカメラ、スクリーン、暗幕、DVD教材を貸し出しています。台数に限りがありますので、利用日の3日前までに電話等でお問い合わせください。

※アビスタ休館日に（毎月最終月曜日）は貸出及び返却できません。平日の17時までにお問い合わせください。

自治会集会所を貸す <<担当課 市民協働推進課 市民活動推進係>>

・市民活動を行う団体に対し、活動場所として貸し出しできる自治会集会所の情報を我孫子市のホームページに掲載しています。

自治会で使用していない時間帯の自治会集会所の活用を検討している、または地域で活動する市民活動団体に自治会集会所を貸してもよいという自治会は、自治会集会所の利用に関する情報の提供をお願いします。

詳しい内容は担当へお問合せください。

他の自治会がどんな活動をしているのか、我孫子市のホームページで見ることができます。また、他の自治会に紹介したい活動があれば、ホームページに掲載してみませんか？

自治会独自の取組み

検索



ひ

と

く

ち

メ

モ